

半田山ハイツ町内会規約

令和5年4月16日

目次

第1章 総則	1
第1条（名称）.....	1
第2条（区域）.....	1
第3条（事務所の所在地）.....	1
第2章 目的及び事業	1
第4条（目的）.....	1
第5条（事業）.....	1
第3章 会員	1
第6条（会員）.....	1
第7条（会費）.....	1
第8条（入会）.....	1
第9条（退会）.....	2
第10条（抛出金品の不返還）.....	2
第4章 役員	2
第11条（役員）.....	2
第12条（役員を選出）.....	2
第13条（役員の職務）.....	2
第14条（役員の任期等）.....	3
第5章 会議	3
第15条（総会の種別）.....	3
第16条（総会の構成）.....	3
第17条（総会の権能）.....	3
第18条（総会の開催）.....	3
第19条（総会の招集）.....	3
第20条（総会の議長）.....	3
第21条（総会の定足数）.....	3
第22条（総会の議決）.....	4
第23条（会員の議決権）.....	4
第24条（総会の議事録）.....	4
第6章 役員会、専門部会	4
第25条（役員会の構成）.....	4
第26条（役員会の権能）.....	4
第27条（会議の招集等）.....	4
第28条（役員会の議長）.....	5
第29条（役員会の定足数等）.....	5

第7章 組 織	5
第30条（専門部）	5
第31条（区）	5
第32条（委員会）	5
第33条（協力組織及び各種委員）	5
第8章 資産及び会計	6
第34条（資産の構成）	6
第35条（資産の管理）	6
第36条（経費の支弁）	6
第37条（弔慰金）	6
第38条（事業計画及び収支予算）	6
第39条（事業報告及び収支決算）	6
第40条（帳簿の閲覧）	6
第41条（事業年度）	6
第9章 規約の変更及び解散	6
第42条（規約の変更）	6
第43条（解散）	6
第44条（残余財産の処分）	7
第10章 雑 則	7
第45条（書類及び帳簿等の備え付け）	7
第46条（委任）	7
附 則	8
（施行期日）	8
（経過措置）	8
規約一部改正	8
別 表 1	9
（第2条 区域）	9
別 表 2	9
（第36条第6項）	9

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、半田山ハイツ町内会と称する。

第2条 (区域)

本会は、岡山市津高、岡山市横井上のうち、別表1に定める区域に住所を有する個人をもって構成する。

第3条 (事務所の所在地)

本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

本会は、会員の共同活動を通じ、相互の親睦融和を図るとともに、福祉を増進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧文章、資料の回付等、会員相互の連絡に関する事項。
- (2) 会内外の各種団体との連絡、調整に関する事項。
- (3) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事項。
- (4) 美化、清掃等区域内の環境の整備、向上に関する事項。
- (5) 街灯の点検、管理、交通安全活動等、区域内の防犯、防災に関する事項。
- (6) 会員の福利厚生に関する事項。
- (7) 会員相互の親睦に関する事項。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

第6条 (会員)

第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

第7条 (会費)

会員は、会費規定に定める会費等を納入しなければならない。

第8条 (入会)

本会は、本会の区域に入居した個人に対して、本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

2. 会員になろうとする者は、入会申込書を区長を経由して会長に提出しなければならない。
3. 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第9条（退会）

会員は、退会しようとするときは、区長を経由して会長に届け出なければならない。

2. 会員が会の区域内に居住しなくなったときは、会員の資格を失う。

第10条（抛出金品の不返還）

退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

第11条（役員）

この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以上4名以内
- (3) 監 事 2名以上3名以内
- (4) 理 事 15名以上26名以内（専門部理事及び特任理事）
- (5) 区 長 22名

2. 専門部理事は、第30条第1項に定める各専門部の部長及び副部長とする。

3. 特任理事は、必要に応じて置くことができる。

第12条（役員を選出）

役員は、役員選考委員会の推せん等により、総会の議決を得て選任する。ただし、区長は各区において選出し、総会の議決を得て選任する。

2. 役員選考委員会は、役員の任期満了前に会長が設置するものとし、その運営は、役員選考委員会運営規定による。

3. 監事は会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

4. 特任理事は、会長が執行部以外の会員の中から指名し、役員会の承認を得て選任する。

第13条（役員職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

3. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

4. 専門部理事は、その担当に応じて第5条の事業を遂行する。

5. 特任理事は、会長を補佐し第5条の事業を遂行する。

6. 区長は区を統括、代表して、本会の事業執行を推進する。

第 14 条（役員任期等）

本会の、区長を除く役員任期は 2 年、区長の任期は 1 年とし、再任を妨げない、ただし、引き続き 4 年を超えることはできない。

2. 役員に欠員が生じたときは、第 12 条により補充することができる。この場合、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 特任理事の任期は 2 年とし、3 期を限度に再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 15 条（総会の種別）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 16 条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

第 17 条（総会の権能）

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 会費等、本会の運営に係る重要事項に関すること。

第 18 条（総会の開催）

通常総会は、毎年度決算終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

第 19 条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求の日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日 7 日前までに文章をもって通知しなければならない。

第 20 条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第 21 条（総会の定足数）

総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

第 22 条（総会の議決）

総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決するか、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第 21 条及び第 22 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 23 条（会員の議決権）

会員は、総会において各々、1 箇の表決権を有する。

第 24 条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 6 章 役員会、専門部会

第 25 条（役員会の構成）

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 専門部会は部長及び副部長をもって構成する。

第 26 条（役員会の権能）

役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項、

第 27 条（会議の招集等）

役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 専門部会は、必要に応じて部長が招集する。

第 28 条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 29 条（役員会の定足数等）

役員会には、第 21 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 7 章 組 織

第 30 条（専門部）

本会に次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 総 務 部
- (2) 福利厚生部
- (3) 防犯防火部
- (4) 環境保健部
- (5) 婦 人 部
- (6) 高齢福祉部

第 31 条（区）

本会を円滑に運営するため、22 分区を置き、「区」と呼称する。

- 2 新たに区を編成し、又はこれを変更する場合には、当該住民の協議を得て、役員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。

第 32 条（委員会）

会長の諮問に応じ、特定事項を調査、審議するため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、役員会の議決を経て設置する。
- 3 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選によって定める。
- 4 委員会は所期の任務を終えたとき、役員会の議決を経て解散する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第 33 条（協力組織及び各種委員）

本会は、地域の諸組織及び各種団体委員と協力して、本会の目的達成に努める。

第8章 資産及び会計

第34条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げる流動資産、固定資産をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表2に掲げる資産

第35条（資産の管理）

資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

- 2 別表2に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、止むを得ない理由があるときは、総会の4分の3以上の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

第36条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第37条（弔慰金）

会員には、別に定める額の弔慰金を支払うことができる。

第38条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

第39条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第40条（帳簿の閲覧）

会員が帳簿の閲覧を請求するときは、閲覧に供さなければならない。

第41条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

第42条（規約の変更）

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ岡山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

第43条（解散）

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

第44条（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

第45条（書類及び帳簿等の備え付け）

本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

第46条（委任）

この規約の施行に関し必要な慶弔規定等の細則、規定は、会長が役員会の議決を経て、これを別に定める。

- 2 細則、規定を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成6年4月6日から施行する。

(旧規約の廃止)

2. 半田山ハイツ町内会旧規約は、廃止する。

(経過措置)

3. この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、平成6年4月10日までとする。

4. この規約の適用に伴うその他必要な経過措置については、役員会の議決を経て、別に定める。

規約一部改正

規約第38条に次記を改正する。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

平成7年4月20日認可変更

規約一部改正

規約第30条第1項に、第6号高齢福祉部を追加する。

平成12年4月28日追加

規約一部改正

特任理事に関する、第11、12、13、14条の一部を改正する。

平成31年4月21日改正

規約一部改正

特任理事に関する、第11、12条の一部を改正する。

令和5年4月17日改正

別 表 1

(第2条 区域)

大 字	地 番
津 高	4 1 6 番地 3～7 5、4 4 2 番地の 3～7、 4 4 3 番地の一部、4 4 4 番地の一部 1 4 4 4 番地 4～2 6 6、1 5 0 7 番地 2～2 2 6、 1 5 3 0 番地 3～2 3、1 5 3 3 番地 2～4 9、 1 5 4 5 番地 2～4 1
横井上	4 7 2 番地の一部、5 0 7 番地 1 3 2～2 0 8、 8 8 6 番地 1 6 1～1 9 0

別 表 2

(第36条第6項 固定資産)

ア 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	2 0 1, 6 6 m ²	岡山市北区横井上 5 0 7 番 1 3 2

イ 建物

名 称	延床面積	所 在 地
集会所	1 6 6, 2 2 m ²	岡山市北区横井上 5 0 7 番 1 3 2 (家屋番号 5 0 7 番 1 3 2)

役員選考委員会運営規定

1. 目的 本規定は、規約第12条第1号の役員選考委員会の運営について定める。
2. 委員 本委員会の委員は、会長が理事より5名以上、区長より5名以上、及び副会長より1名を委嘱し、委員長は委員の互選により選出する。
3. 委員会 委員会は委員の過半の出席によって成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意を要する。
 - (2) 本委員会は、役員候補者を所定日時までに、文書をもって推薦しなければならない。
 - (3) 本委員の推薦者以外に自薦又は他薦の候補者がある場合、本委員会は、推薦の是非を答申するものとする。
 - (4) 本委員会は非公開とし、協議経過は議事録に記載しない。
4. 附 則 本規定は、平6年4月6日から施行する。

会 費 規 定

1. 目 的 本規定は、規約第7条の会費について定める。
2. 会 費 会費は、一世帯について1ヵ月300円とし、原則として半期ごとに一括して納入する。
 - (2) 新入会員は、入居の当月分から会費を納入するとともに、入会金1,000円を別納する。
 - (3) 新入会員のうち、家屋を新築して入居する者は、集会所維持負担金20,000円を入会金とともに納入する。
3. 臨時徴収金 前項の会費のほか、臨時的に経費の必要を生じたときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
4. 附 則
 1. 本規定は、平成6年4月6日から施行する。
 2. 本規定は、平成24年4月22日一部改正した。

慶 弔 規 定

1. 目 的 本規定は、規約第46条に基づき、慶弔金等に関して定める。
2. 慶事祝金 町内会が事業目的に関連して、祝い金等を贈る必要が生じたときは、その軽重により適宜支出することができる。支出は役員会に報告し、承認を得るものとする。
3. 香 典 会員、または会員の同居家族が死亡された場合、香典をお供えする。
香典の金額は、10,000円とする。
なお、返礼は一切行わないこととする。
4. 葬儀協力 葬儀執行の際には、当該区長の指導のもとに、当該区会員、特に当事者の向こう3軒両隣に該当する者は、葬儀に協力するものとする。
5. 附 則 本規定は、平成6年4月6日から施行する。